

(別添3)

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	文化スポーツ部スポーツ振興課
内線番号	4252

No.	項目	内容
①	処分名	京都府立体育館における禁止行為の行為承認
②	法令名	京都府立体育館条例施行規則
③	法令番号	昭和46年規則第30号
④	根拠条項	第7条第3項第1号
⑤	処分権者	館長
⑥	法令の定め	(遵守事項等) 第7条 3 体育館においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 宣伝、物品の販売、募金その他これに類する行為(事前に館長の承認を得た場合を除く。) (2) その他館長が体育館の管理上必要と認めて禁止する行為
⑦	審査基準	○京都府立体育館管理規程 (館内行為及び行事实施計画書の承認申請) 第13条 規則第7条第3項第1号に規定する行為について、館長の承認を受けようとする者は京都府立体育館館内行為承認申請書(別記第9号様式)を館長に提出しなければならない。この場合、宣伝及び物品の販売は、別途要綱により取り扱う。  ○京都府立体育館における宣伝、物品の販売、その他これらに類する行為に係る取扱要綱
⑧	経由機関名	—
⑨	協議機関名	—
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 7日
	経由機関	—
	協議機関	—
	当該処分機関	7日
⑫	問合せ	スポーツ振興課(075-414-4252)
⑬	備考	